## 川崎市自治基本条例素案

次のとおり前文を定めます。

## 前文

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を 擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期 の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることをあらためて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会を次の世代に 引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指します。

## 第1 総則

### 1 目的

この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う 主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、 行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めるこ とにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。

#### 2 位置付け等

- (1) この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めます。
- (2) 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、 責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。

#### 3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

### 4 基本理念

市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めます。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者としてのその総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県との対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

## 5 自治運営の基本原則

- (1) 市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営を行うことを定めます。
  - ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
  - イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
  - ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が行われること。
- (2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。

# 第2 自治運営を担う主体の役割、責務等

### 第一 市民

## 1 市民の権利

市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができることを定めます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。
- (4) 行政サービスを受けること。

### 2 市民の責務

市民は、自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。

- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政運営に伴う負担を分担すること。

### 3 事業者の社会的責任

事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を 図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。

## 4 地域社会におけるコミュニティの尊重

- (1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地又は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができることを定めます。
- (2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重することを定めます。
- (3) 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進することを定めます。

### 第二 議会

### 1 議会の設置

市に、議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設置を定めます。

## 2 議会の権限と責務

- (1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行うことを定めます。
- (2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。

## 3 議員の役割と責務

- (1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。
- (2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。

#### 第三 執行機関

### I 執行機関

## 1 市長の設置

市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。

### 2 市長その他の執行機関の権限、責務等

- (1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。
- (2) 執行機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定する執行機関をいいます。以下同じ。)は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮することを定めま

す。

(3) 職員は、市民と共に自治を推進する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行することを定めます。

### Ⅱ 行政運営等

### 1 行政運営の基本等

- (1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。
- (2) 行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。
  - ア 市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだ ねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
  - イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。
  - ウ 市民からの提案等に的確に応答すること。
  - エ 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
  - オ 施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効率的、 効果的かつ総合的に行うこと。
  - カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- (3) 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。
- (4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該 出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを 定めます。

### 2 財政運営等

- (1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。
- (2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めることを定めます。
- (3) 執行機関(市長及び教育委員会に限る。)及び市が経営する地方公営企業の管理者は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行うとともに、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めることを定めます。

# 3 評価

- (1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。
- (2) 評価の指標等は市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にとってわかりやすいものとすることを定めます。
- (3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを

定めます。

### 4 苦情、不服等に対する措置

- (1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。
- (2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じることを 定めます。

### Ⅲ 区

## 1 区及び区役所

- (1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政への市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。
- (2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。
- (3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理することを定めます。

## 2 区長の職務

区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとすることを定めます。

- (1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区民(区の区域内における市民をいいます。以下同じ。)に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するよう努めること。
- (3) 区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

## 3 区に関する市長の責務

市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。

### 4 区民会議

- (1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議(以下「区民会議」といいます。)の設置を定めます。
- (2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に 反映するよう努めることを定めます。

## 第3 自治運営の基本原則に基づく制度等

## 第一 情報共有による自治の営

### 1 情報提供

- (1) 市は、市民生活において必要な情報について、市民に積極的に提供することを定めます。
- (2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。

## 2 情報公開

- (1) 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができることを定めます。
- (2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

## 3 個人情報保護

- (1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めます。
- (2) 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができることを定めます。
- (3) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

### 4 会議公開

執行機関に置かれる審議会、委員会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な 理由のない限り、公開されることを定めます。

## 第二 参加、協働による自治の営み

### 1 多様な参加の機会の整備

市は、事案の内容、性質等に応じて後記2から4までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。

#### 2 審議会等への参加

審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを 原則とすることを定めます。

## 3 パブリック・コメント手続

- (1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続(以下「パブリック・コメント手続」という。)をとることを定めます。
- (2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表することを定めます。

### 4 住民投票制度

- (1) 市は、住民(市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。
- (2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。

### 5 協働のための施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備 し、その体系化を図ることを定めます。

### 第三 自治の営みのあり方

市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民

の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。

# 第4 国や他の自治体との関係

- (1) 市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。
- (2) 市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。

# 第5 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行します。